

## 「アディクション看護」投稿規定

平成 15 年 3 月 1 日施行

平成 18 年 12 月 1 日改定

平成 21 年 9 月 1 日改正

平成 21 年 12 月 1 日改正

平成 24 年 8 月 1 日改訂

平成 28 年 9 月 3 日改訂

1. 本誌「アディクション看護」(英文名: **Japanese Journal of Study in Addiction Nursing**)への投稿者(共著者を含む)は、日本アディクション看護学会会員に限る。但し、編集委員会から依頼された原稿についてはこの限りではない。
2. 本誌の領域は、アディクション看護およびその関連領域とする。
3. 原稿は未発表のものに限る。
4. 原稿の種類は、原著、研究報告、実践報告、資料、総説、その他であり、著者は原稿にその何れかを明記しなければならない。場合により、原稿の種類の変更を求めることがある。

### 【原著論文】

研究論文のうち、独創的かつ新しい知見が論理的に示され、アディクション看護およびその関連領域の知識として意義が明らかであるもの

### 【研究報告】

原著論文には及ばないが、研究結果の意義が明らかであり、アディクション看護およびその関連領域の発展に寄与すると認められるもの

### 【実践報告】

事例報告以外のアディクション看護およびその関連領域に関する実践報告で、公表の意義があると認められるもの

### 【資料】

アディクション看護およびその関連領域に関わる調査等を通じて得られたもので、論文としての完成度は必ずしも高くはないが、資料として発表する価値があるもの

### 【総説】

文献レビューや多角的な知見の収集により、アディクション看護およびその関連領域に関わる特定のテーマについて学問的状況を総合的に概説、考察したもの

### 【その他】

アディクション看護およびその関連領域に関する見解等で、編集委員会が適当と認めたもの

5. 原稿の採否、掲載順位は編集委員会が決定する。研究論文は、専門領域に応じて選ばれ、日本アディクション看護学会が委嘱した査読委員による査読の後、論文の採否、種類区分を査読委員会で決定する。
6. 原稿は、随時受け付ける。なお再投稿の場合、半年以内に提出がない場合新規投稿とする。

7. 原稿は、1 枚目に表紙をつけ、2 枚目にタイトル、和文抄録、英文抄録(原著および研究報告は必須)、キーワードを記述し、3 枚目から本文を掲載して投稿する。(2 枚目以降は、投稿者名、所属施設等投稿者が特定できる文言を空白にして送付すること。9. 8)を参照すること。)
8. 著者校正は1回とする。校正の際の加筆は、原則として認めない。

9. 原稿執筆の要領

- 1) 投稿原稿の 1 編は、原稿の種類を問わず、図表および文献を含めて下記の枚数以内にとどめることを原則とする。ただし要約は含まない。なお、学術大会分科会報告・シンポジウム報告及び研究論文以外の原稿については1~4枚程度を目安とする。

原著論文	10 枚以内(英文の場合 16,000 語程度)
研究報告	10 枚以内(英文の場合 16,000 語程度)
資料	8枚以内(英文の場合 12,000 語程度)
総説	8枚以内(英文の場合 7,500 語程度)
事例報告	8枚以内(英文の場合 7,500 語程度)
実践報告	8枚以内(英文の場合 7,500 語程度)
その他	6枚以内(英文の場合 5,000 語程度)

- 2) 和文・英文原稿とも、原稿は A4 判横書きで、1 行の文字数を 40 字、1 ページの行数を 40 行(約 1,600 字) とする。英文原稿の場合には、四方に 25mm の余白を設ける。原稿は、Microsoft 社の Word を使用し、図表は Word・Excel・Power Point、表は Word・Excel で作成する。Excel または PowerPoint 以外のソフトで作表した図表は、JPEG または PDF 形式で保存する。
- 3) 文章は新仮名づかいを用い、句読点(、および.)、カツコ(「、『』、【】、”、()、[]等)は 1 字分とする。外国語は活字体を使用し、1 字分に 2 文字を収める。
- 4) 文体は、平易な口語体を用い、常用漢字を用いることを原則とする。人名、地名などは、原則として原語を用いる。
- 5) 章節のはじめ方は、I, II, …; 1. , 2. , …; 1), 2), …; ①, ②, …の順とする。文中および図表中の数字は、アラビア数字、ギリシヤ数字(すなわち 1, 2, 3, … I, II, III, …)を用いる。原則として英数字は半角を使用する。
- 6) 図表および写真は本文中に挿入し、そのまま製版できるものとする。図は下方に、表は上方に、それぞれ番号とタイトルをつける。
- 7) 原稿には表紙をつけ、表題、著者名、所属機関名(以上は和英両文で記載)、代表著者の連絡先、表及び図の数、希望する原稿の種類、別刷必要部数を明記する。本文に著者名は記載しない。
- 8) 論文には、600 字程度の和文抄録、200 語から 250 語の英文抄録を付し、さらにそれぞれに 5 語前後のキーワードを付す。英文抄録・キーワードについてネイティブチェックを受けたことの証明書の写し(PDF ファイル等)を提出する。
- 9) 文献は引用順に番号をつけて、最後に番号順に一括して記載し、本文中にも引用部分

がわかるように文献番号をつける。

引用文献の記載は、次の形式による。

①雑誌の場合:著者名:表題, 雑誌名, 巻:頁一頁, 発行年.

②単行本の場合:著者名(分担執筆者名):論文名,(編集 監修者名), 書名, 引用頁一頁, 発行所, 発行地, 発行年.

③著者名、編者名は3名までは全員を記載し、4名以上の場合は最初の3名を記載し、以下は「他」(日本語文献の場合)あるいは「et al.」(外国語文献の場合)とする。

10) 研究論文の構成は、原則として、①緒言(はじめに)、②目的、③方法(人又は動物が対象である研究では倫理的配慮を明示すること)、④結果、⑤考察、⑥結論、⑦文献、⑧図表とする。但し、総説あるいは人文科学、社会科学的研究の場合はこの限りではない。

10. 当該研究の遂行や論文作成における利益相反の有無を、論文の末尾(引用文献の前)に明記する。たとえば、利益相反となるような経済的支援を受けた場合には、その旨を記載し、受けていない場合は、「本研究における利益相反は存在しない」と記載する。

\*利益相反とは、外部との経済的な利益関係等によって、公的研究で必要とされる公正かつ適正な判断を損なわれる、または損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない事態をいう(厚生労働科学研究における利益相反の管理に関する指針、平成27年4月1日一部改正)。

11. 掲載料は徴収しない。

12. 別刷に関する費用(実費)は、すべて著者の負担とする。

13. 投稿先

〒143-0015

東京都大田区大森西 4-16-20

東邦大学看護学部 伊藤桂子研究室内

日本アディクション看護学会編集委員会

E-mail: [jadict-office@thcu.ac.jp](mailto:jadict-office@thcu.ac.jp)

投稿は E-mail に原稿データとネイティブチェックの証明書を添付し送付することが望ましい。

14. 本規定の改正は編集委員会において審議し決定、改正後、総会、学会誌上及びホームページ等で公表する。